

愛知県貴金属工芸品商工協同組合 規約

第一章 総則

(目的)

第1条 本規約は 愛知県貴金属工芸品商工協同組合 定款 第1章第6条の定めるところにより、同組合の円滑な運営を目的として これを定める。

第二章 事業

(事業)

第2条 定款第2章を遵守の上、第7条6項、同9項に基づき 次の各号を付帯する

1. ジュエリー コンテストの実施
2. 職業能力開発促進法に基づく国家技能検定実技試験の実施、及びその支援等
3. 技能グランプリ・技能五輪等 技術向上支援

第三章 組合員

(会員の種別)

第3条 組合員たる資格は、定款 第3章第8条に定めるところとし、正会員、特別賛助会員の種別をもって構成する

正会員・・・組合員たる資格を有する事業主、または事業所

特別賛助会員・・・(1)本組合の目的に賛同する関連企業 または団体、個人

(2)愛知県の区域内に事業所を有さない企業 または団体、個人

(加入)

第4条 加入希望者は所定の申込書を理事会に提出し、理事会の承認日をもって加入を認める

(一般賦課金)

第5条 正会員、特別賛助会員の一般賦課金(年会費)は、総会の決議においてこれを定める

2. 新入会員の一般賦課金(年会費)においては 加入月日により 次のとおり定める
4月1日から 9月30日までに加入の場合、一年分
10月1日から同事業年度3月31日までに加入の場合、半年分

(講習費)

第6条 正会員・特別賛助会員の講習会等における参加費は、その都度 理事会の決議においてこれを定める

2. 正会員・特別賛助会員以外の者(一般)が講習会等に参加する場合の参加費は、事前の理事会の決議においてこれを定める

(除名)

第7条 定款第3章13条1項2号において、2年以上の賦課金の滞納があった場合、同条1項に従い これを除名できる

2. 規約第三章8条1項に基づき、休会が3年を越した場合 これを除名できる

(休会)

第8条 組合員は正当な事由がある場合に限り、最長3年間 休会することができる

2. 休会する場合は その理由を文書にて理事会へ提出し 理事会の承認をうける
3. 休会中の一般賦課金は 連絡事務費相当とする
4. 休会中 講習会等に参加する場合は、一般参加と同等の条件とする
5. 2年以上 休会する場合は、毎年ごとに休会手続きをとること
6. 再入会する場合は その理由を文書にて理事会へ提出し 理事会の承認をうける

第四章 出資および持分

第9条 出資および持分については定款 第4章を遵守の上、次の各号を付帯する

1. 特別賛助会員の出資金および持分は、正会員と同等とする

2. 出資金は1口 1,000円とし、口数はおおむね一般賦課金一年分とする

第五章 役員、顧問、相談役及び職員

第10条 役員、顧問、相談役及び職員においては定款 第5章を遵守する

2. 一般役員(理事)の任期においては定款 第5章第25条の定める処により2年とし、改選時には半数の改選が望ましい
3. 役員に対しての報酬は定款第5章33条に準じ、総会においてこれを定め、おおむね一年分の賦課金を上限とする

第六章 総会、理事会および委員会

(委員会)

第11条 総会、理事会においては定款 第6章を遵守の上 第51条1項に基づき各委員会を設置する

- (1) セミナー実行委員会 <セミナー、講習会等の企画実行>
 - (2) イベント運営委員会 <運営部会を適宜設置、運営する>
 - (3) 技能検定実行委員会 <国家技能検定実技試験の実施>
 - (4) 広報委員会<広報活動>
2. 組合員はいずれかの委員会に所属し 本会の発展に寄与する
 3. 各委員会への所属は、理事会において承認決定する
 4. 各委員会への所属は、任期2年とし改選時に半数程度の改選が望ましい

(その他)

第12条 規約第六章11条1項の委員会とは別に、本組合内に技能士会を設置する

2. 技能士会は、技能検定1級 又は2級 取得者をもって構成する

第七章 会計

(支援金)

第13条 会計においては、定款 第8章を遵守の上 第57条に基づき 次の号を付帯する

1. 本組合は技能グランプリ等の個人参加を支援する為、年間50000円の特別基金を積み立てる
2. 技能グランプリ等への参加希望者が多数の場合、県内予選を行うなどの方法を理事会において協議する

第八章 慶弔

(慶弔費)

第14条 正会員より慶弔報告があった時、次の各号に照合し 慶弔の意を表す

1. 《慶事》
叙勲・勲章・褒章受章者
技能グランプリ(五輪) 一等受賞者
独立・新店舗オープン等
婚姻 会員本人
2. 《弔事》
会員の死亡
配偶者の死亡
同居の親・子の死亡
会員会社代表の死亡
3. 《御見舞い》
会員が傷病により2週間以上入院した場合

第15条 慶弔費の支出は理事会の承認をもって決定する

第九章 規約の改正

第16条 この規約の内容は、総会の決議をもってのみ改正する事ができる

第十章 附則

第17条 この規約は定款変更に伴い 平成29年5月27日より実施する